



地域金融機関と空家等対策に関する協定を締結 ～空家等の適正な管理をさらに推進～

協定締結日	3月27日(火)
協定締結式	練馬区役所(豊玉北 6-12-1)

27日、区は、適正な管理がなされていない空き家等の発生の未然防止、空き家等の有効活用等を推進するため、地域金融機関(巣鴨信用金庫、東京信用金庫)と『練馬区における空家等対策に関する協定』を締結した。これにより、協定団体は11団体となった。

今後、各信用金庫は本協定に基づき、空き家等の有効活用または修繕、除却、建替え等に資する金融商品の開発・提供のほか、相談窓口の設置や相談員派遣の協力、空き家所有者等への意識啓発に取り組む。

区は、引き続き、空家等の適正な管理を進めるため各団体と連携して対策を推進していく。



▲協定締結式の様子

【協定の内容】

- ① 空き家等の有効活用または修繕、除却、建替え等に関する相談窓口の設置
- ② 空き家等の有効活用または修繕、除却、建替え等に資する金融商品の開発・提供
- ③ 区からの要請に基づく、相談員の派遣
- ④ 空き家等の取組について区民への周知
- ⑤ 空き家等の有効活用や適正管理等に関する所有者等への意識啓発
- ⑥ 区や関係団体との情報共有

【協定締結団体(2信用金庫)】

巣鴨信用金庫(本店:豊島区 田村和久理事長)
 東京信用金庫(本店:豊島区 半澤進理事長)

【参考1】既に協定を締結している9団体

団体名	協定締結日
東京司法書士会	平成29年3月13日
東京都行政書士会 練馬支部	
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 練馬区支部	
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 練馬支部	
一般社団法人東京都建築士事務所協会 練馬支部	

団体名	協定締結日
西京信用金庫	平成29年8月23日
城北信用金庫	
西武信用金庫	
東京シティ信用金庫	

【参考2】練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例について(平成29年7月制定)

周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている空き家等の問題を解決し、区民の良好な生活環境を確保することを目指す。条例には、空家等対策特別措置法に定める措置を進める手続、緊急時には区による応急措置を可能とすることなどを定めている。

【参考3】区の空き家等の状況(平成27年度空き家等実態調査結果)

空き家 1,507 棟 (※うち老朽度「重度」の物件 211 棟)